

最高裁判所 (第二小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成●●年 (〇〇) 第●●号

消費税更正処分等取消請求上告及び上告受理申立事件

国側当事者・木更津税務署長

平成20年3月7日棄却・不受理・確定

決 定 事 項

上告人の上告理由が民事訴訟法312条1項又は2項 (上告の理由) 所定の場合に当たらず、申立人の上告受理申立ての理由は民事訴訟法318条 (上告受理の申立て) に規定する事件に当たらないとして、上告人の上告が棄却され、上告受理申立てが上告審として受理されなかった事例

決 定 要 旨

省略

(第一審・東京地方裁判所平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成19年3月20日判決、本資料257号-50・順号10659)

(控訴審・東京高等裁判所平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成19年10月31日判決、本資料257号-204・順号10813)

決 定

上告人兼申立人	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	藤野 善夫ほか
被上告人兼相手方	木更津税務署長 鈴木 徹
同指定代理人	上野 秀樹

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成20年3月7日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 津野 修

裁判官 今井 功

裁判官 中川 了滋

裁判官 古田 佑紀

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

【決定】

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。